

## 平成29年度 第2回 帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成29年7月12日（水） 午前10時00分～午前11時30分  
場 所：帯広市役所10階 第6会議室  
出席委員：仙北谷会長、國枝副会長、有城委員、岩崎委員、河西委員、川向委員、  
今野（祐）委員、杉野委員、関口委員、竹鼻委員、堂田委員、  
長沢委員、中谷委員（以上13名）  
事務局：米沢市長  
泉都市建設部長、山名都市建設部企画調整監  
（都市計画課） 大橋都市計画課長、三津補佐、正保係長、奥秋係長、齋藤主査、  
山崎主任、鎌田主任、吉澤主任、中鉢主任、納谷主任補  
森係員  
（土木課） 岡田土木課長、中村課長補佐、涌井係長、上垣主任  
（みどりの課） 三井みどりの課長、鈴木補佐  
（中島地区振興室） 榎本振興室次長、金津主任補  
（商工観光部） 吉田まちづくり調整監 （以上23名）  
傍聴者等：報道関係者3名  
配付資料：会議次第、委員名簿、座席表、議題の概要（資料1）、報告事項（資料2）、  
付議事項ア（資料3）、付議事項イ（資料4）

### 1 開 会

#### ○出席確認

事務局から、17名中13名の委員が出席していることから、審議会が成立していることが報告されました。

### 2 委嘱状交付

米沢市長から新たな委員11名に委嘱状が交付されました。

### 3 市長挨拶

皆様、おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、かつ、暑い中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、委嘱状をお渡し致したところでありますが、委員の就任を皆様快くお受け頂いたということを、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

さて、都市計画でございますけれども、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用方法について計画・規制し、道路をはじめといたします都市施設の整備に必要な事項を定めていくものであり、まさにまちづくりの基盤をなすものであります。

帯広市では、これまで、人口増加や産業発展などを支えるために、市街地の拡大を進めるとともに、都市生活の基盤となりますインフラ施設や公園などを着実に整備してきたところであります。

また、近年は、まちの成熟に伴いまして、拡大から既存活用を基本方向といたしまして、これまで蓄積されてきた社会資本を活かしたまちづくりをすすめているところであります。

人口が減少するという大きな社会の転換期を迎えまして、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現していくためには、都市の基盤、骨格を担います、都市計画を効果的に進めていくことが、ここにきてますますその重要性が高くなっているというふうに考えております。

帯広市では都市計画の長期的な指針でございます、マスタープランの見直しを予定しているところであり、今後、委員の皆様からご意見をいただきながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、緑地や道路など、個々の事案はもとよりでございますが、長期的かつ包括的な都市計画のあり方につきまして、専門的知識と幅広いご識見から、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

#### 4 委員挨拶

新任の委員の皆様より挨拶がありました。

#### 5 会長及び副会長の選挙

会長に仙北谷委員が選出されました。

副会長に國枝委員が選出されました。

#### 6 会長及び副会長挨拶

(会長挨拶)

畜大の仙北谷です。

これから任期中、しっかり会長としての仕事を果たしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今まで会長をやって感じたことなどを申し上げて、挨拶に代えたいと思っております。

都市計画審議会の仕事と言うのはスパンが長い事がすごく多いです。

何年という単位で仕事が進んでいくのですけれども、ある意味ゆっくりに感じられることがあるかもしれません。

ただそれには、様々な理由があると思っております。

一つは制度的に時間をかけて審議するという事が定められているということが一つあります。

もう一つは審議にかかってくるための間に、様々な調整が必要なんだろうということです。

土地私有財産の議論、所有の調整というものが関わってきますので、どうしても時間をかけて審議する必要がある。

そういう意味では時間が掛かることは必要な事なんだろうという気がします。

最近、私の仕事上、時間について気が付いたことで、まちづくりについてもそうですけど、サスティナビリティということを考えなければならないという事があります。

持続的な社会であるとか、持続的な開発ということ、色々な考え方があると思うのですが、社会的、一般的に受け入れられている定義と致しましては、将来世代のニーズと共に、将来世代のニーズを妨げることなく、現在の世代のニーズが達成される事というような事が定義のようです。

借金で投資するといった場合には、その借金を返す将来世代に影響が及ぶ可能性があるんですね。

そうすると、将来世代が使えるはずだった所得の使い道を、今の世代が決めてしまうという事になりますので、将来世代のニーズを妨げることがないような配慮が非常に重要なんだろうと思っております。

経済の原則では受益者負担という事が大原則であり、たとえば建設国債であれば将来世代も受益を受けるだろうということで、将来に渡って借金を返すということが認められているわけですが、実際のところは将来の人達がそれを必要かどうかはわからないわけですから、本当に将来の人達が必要としている投資なのかどうかについては、慎重に議論しなければならないと思っております。

場合によっては、時期の問題なんかで、スピード感を持ってという事が求められてくる事があるかもしれませんが、それでも将来の人たちから話を聞けない代わりに、今いる人たちから、なるべく広く意見を聞くということが大事な事だと、そういった意味で都市計画の仕事というのはすごく時間が掛かるのだらうと思っております。

私たちのこの都市計画の審議と言うのは、言ってみれば市民の皆さんから負託をうけてやっている仕事ですので、やっぱり信頼関係がすごく大事でそれが無くなってしまったら審議会として

も行政としても問題になるかもしれない、そういった意味でも、時間をかけてじっくり議論するといったことは大事なことなんだろうなという気が致します。

20年、30年、市長さんのお話の中でも長期的な視点を持ってということがありましたけれども、皆様方にはそういう視点を持ちながら審議して頂くようお願い致しまして、ちょっと長くなりましてけど私からの挨拶にかえたいと思います。

宜しく願いたします。

(副会長挨拶)

副会長という大変重責をご承認頂き、ありがとうございます。

微力ではございますけれども、仙北谷会長をサポートして頑張っていきたいと思っております。

行政の投資と言うのはそれ単体での収支も大事でありますけど、帯広、圏域全体に与える経済効果というものも大事で、その両方を見ながら考えていければと思います。

どうぞよろしく願致します。

## 7 付議書交付

米沢市長より仙北谷会長に付議書が交付されました。

## 8 事務局紹介

泉都市建設部長より事務局の紹介がありました。

## 9 議 題

- (1) 報告事項 ア 帯広圏都市計画第一種市街地再開発事業の決定
- イ 帯広圏都市計画地区計画の変更
- ウ 帯広圏都市計画高度利用地区の変更
- エ 帯広圏都市計画駐車場の変更

平成29年2月及び平成29年4月開催の審議会において承認されていた各案件について、審議会で承認された内容のとおり決定されたと報告がありました。

## 9 議 題

- (2) 付議事項 ア 「帯広圏都市計画道路の変更」

### ○ 付議事項に係る審議

上記の付議事項について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び付議事項に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

【事務局】 (2) 付議事項、アの帯広圏都市計画道路の変更についてご説明いたします。

本件は、帯広圏都市計画道路の事業実施に伴う詳細設計におきまして、道路の詳細構造等が決定し、必要な道路区域が確定しましたことから都市計画区域の変更を行うものでございます。

都市計画を定める際の決定権者ですが、変更対象となる区間が市道である場合につきましては、帯広市が決定権者となります。

次に、変更内容についてご説明いたします。

変更内容といたしましては、3・3・47 学園通の事業実施に伴う詳細設計におきまして、道路区域として必要となる法面部や擁壁部の区域が確定しましたことから、当該区域を変更するものでございまして、変更区間は485.2mとなっております。

学園通につきましては、起点は清流東1丁目の大通との交差点から、終点は南の森

東 3 丁目の稲田通との交差点部までの延長約 2,370mの東西に通っている路線でございます。

そのうち、公園東通から共栄通間の一部が今回の変更箇所となっております、一部区域の変更を行うものでございます。

次に、詳細について、ご説明させていただきます。

学園通の一部、485.2mの区間が今回の変更箇所となっております。

周辺には帯広農業高校や北斗病院、帯広北高校などがございます。

学園通につきましては、昭和 38 年に栄通の一部として、幅員 27.27mにて最初の都市計画決定を行った後、昭和 48 年に大通から共栄通の区間を共栄通に統合するとともに幅員を 27mに変更、昭和 58 年には同区間の路線名称を共栄通から学園通へ変更を行っております。

また、今回の変更区間につきましては、道路に隣接する帯広農業高校カシワ林の自然環境に配慮が必要なことから、平成 26 年に道路の線形や幅員など、計画の見直しを行っております。

今回の変更は、平成 26 年に都市計画変更を行いました公園東通から共栄通間の事業実施に伴う詳細設計によりまして、道路を構築するために必要となる擁壁部や法面部の区域が決定しましたことから、これらの区域を変更するものでございます。

擁壁や法面とは、道路建設などに伴い生じます、周辺地盤との高低差処理のために設けるコンクリート構造物や、盛土や切土によって作られる人工的な斜面のことをいいます。

今回の変更区間は大きく分けまして 3 つの区間から構成されております。

1 つ目の区間ですが、標準区間といたしまして幅員 27m・4 車線にて計画決定しておりますが、変更後は擁壁部および法面部の区域を追加するものでございます。

2 つ目の農高カシワ林区間ですが、変更前の幅員を 25.25m プラス擁壁部 0.5m の併せて 25.75m・4 車線にて計画決定しておりますが、こちらにつきましても変更後は擁壁部の区域を追加するものでございます。

3 つ目の農高カシワ林区間につきましては、道路拡幅に伴うカシワ林への影響を最小限とするべく、南側の高低差処理の方法として擁壁を計画しており、変更前は一般的な擁壁の幅として 0.5mにて決定しておりましたが、今回実施いたしました詳細設計の結果により必要な幅員 0.4mへと変更するものでございます。

また、事業実施に伴う詳細測量や詳細設計の結果、計画道路とカシワ林側の地盤との高低差処理が不要となる区間がありますことから、カシワ林側（南側）擁壁部の一部区域を縮小するものでございます。

農高カシワ林区間のうち、共栄通との交差点部付近の区間ですが、変更前の幅員を 24.25m プラス擁壁部 0.5m の併せて 24.75mにて計画決定しておりますが、こちらにつきましても擁壁部の区域を追加するものでございます。

当該区間のカシワ林側（南側）の擁壁につきましても、変更前は 0.5mの擁壁の設置を計画しておりましたが、計画道路とカシワ林側の地盤との高低差処理が不要となりましたことから、カシワ林側（南側）擁壁部の区域を縮小するものでございます。

今回の変更区間でございます公園東通から共栄通間につきましては、帯広市道でございます、平成 28 年 4 月に事業の認可を取得し、現在、帯広市土木課にて事業を進めているところでございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明します。

本件、都市計画道路の変更につきましては、道路を支える法面や擁壁などの区域の変更のみでございまして軽易な変更該当しますことから、北海道との事前協議および本協議が省略となります。

本日の審議会において本案のとおりご承認いただければ、8 月上旬から下旬にかけて公告・案の縦覧を行い、再度、9 月上旬頃に帯広市都市計画審議会の審議を経て、9 月下旬頃に変更の決定告示という予定となっております。説明は以上でございます。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】 学園通というぐらい学生が多く、今まで大変込み合っていた道路なので、今回このように進むという事で大変喜んでおります。

この道路ですが、今までは傾斜の為、冬はスリップしたり大変でした。

夜遅く帰る人たちが登りづらいという事で、傾斜はどのようになったのか、また路面にはロードヒーティングの考えなどはあるのか、また今までは歩道は無かったのですが、歩道は付くという事でよろしいですか。

【会長】 一つ目が傾斜の問題、二つ目がロードヒーティングの問題、三つ目が歩道の確認ですね。

以上3点についてお願いします。

【事務局】 まず初めに道路の傾斜についてご説明させていただきます。

現在、かなり急勾配になってございますが、実際の工事に際しましては道路の傾斜を見直して、約3%未満の勾配に緩和する事を考えてございます。

ロードヒーティングにつきましては、勾配を緩和する事から、必要ないと考えてございます。

歩道につきましては、現在北側に歩道が配置されておりますけれども、整備に際しましては、南北両側に歩道を配置する予定でございます。

【委員】 この区間は、長い間議論され、住民の皆様のご意見を伺ってきたというふうに思っています。

議論のひとつは昭和49年に環境緑地保護地区ということで指定を受けている、農高のカシワ林がどのように保全されるのかという点であったと思っております。

今回の変更ですが、環境の保護という面からはどのような影響があるのか、専門家のご意見等はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

ご説明の中で擁壁を一部外す部分と作る部分があるというふうにご説明がありましたが、それはどのような影響があるのか、影響を考えてそのようになっているのか、今回の変更がどのような条件のもとでされたのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

【会長】 カシワ林に対する影響というのは、これまで議論されてきたところですが、初めての方もいらっしゃると思いますので、これまでの経過を簡単にご説明頂ければという事と、あと今回詳細設計で若干変更があることが、カシワ林の保全に何らかの影響があるのかという事をお願いします。

【事務局】 農業高校のカシワ林につきましては、大正15年に森林法によります防風保安林に指定されまして、昭和48年には帯広市の環境緑地保護地区に指定されている状況でございます。

平成26年に都市計画変更を行う際に、カシワ林への影響を最小限にするという考えのもと、今の道路の状況に変更して、当初27.27mでまっすぐ繋ぐはずだった幅よりも、かなり農高側に、カシワ林に影響を少なくする、刈り取る幅を小さくする意味合いで、平成26年度に都市計画決定を変更した経過がございます。

その後、環境団体の方々といろいろとディスカッションしながら、どういう工法をとるだとか、そういう話をしながら平成27年に環境調査を実施して、事業実施に入っていくという状況で、これまでの調査におきましても、カシワ林のなかに貴重生物がいたり、人の手が加わっていない自然の状態に近いと言うことで、十勝の原風景を今もとどめている貴重な森林であるというお話もありますことから、出来る限り影響

を少なくして道路整備を行うということで、設計を進めさせて頂いているところございます。

擁壁に関しましては、元々平成26年に都市計画決定したときにも、カシワ林側には擁壁がある状態の都市計画決定をしております。今回変更する箇所は逆に言うと擁壁幅が小さくなったり、擁壁がなくなるところがでたりと、平成26年に変更した時よりもさらにカシワ林への影響が少なくなるような変更という考えでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

【委員】 このカシワ林ですけれども、手がついていないということはもちろんですが、専門家の方々からも非常に貴重な生態系を持っているという評価をたくさん頂いている林だと思っております。

今回、擁壁部分を少なくし、影響を出来るだけ少なくするという事でしたが、この件については専門家の方との協議は終わっているのでしょうか。

【会長】 詳細設計という変更があったことで、カシワ林に何らかの影響があるかということ専門家に確認しているかということですが、いかがでしょうか。

【事務局】 専門家のご意見ということですが、先日7月6日に環境団体にこの件に関しまして説明会をさせていただいております。

これは、平成27年度に環境調査を行い、その時の報告会のなかで、詳細設計を行った際に再度説明会を開催してほしいとの要望があったことから開催させていただいたものでございます。

説明会の中では、今回詳細設計で検討しましたカシワ林への影響を緩和できる工法、その選定に至った理由、幅員、今後のスケジュールなどを説明しております。

出席者の方からは、伐採する前に現地でも説明をしてほしい、学識経験者の意見を聞きながら進めてほしい、工事後の環境変化を見ていく必要がある、というご意見をいただいておりますが、工法や幅員に関するご意見はございませんでしたので、概ねご理解いただいているものと考えております。

【会長】 このカシワ林は生態系だけでなく、3段の段丘になっている地形も、重要な貴重なものになっているそうです。

そういうことにも十分配慮して今まで慎重に議論してきたところでもありまして、専門家の方にもこれならいいだろうということでご理解していただいていると、考えていいのだと思っております。

その他、ご意見やご質問ありますか。

【委員】 学園通という名前のおり学生さんが自転車で通ることも多いかと思いますが、自転車の安全面については、いかがでしょうか。

【事務局】 先ほどの詳細図でご説明させていただきますけれども、法的には自転車は車道を走らなければならないというなかで、こちらの道路については、学園通という名のもと学生たちがたくさん通る路線でもありますので、歩行者だけが通るときの幅員よりも広くとっています。

道路の基準上、自歩道といわれる自転車と歩行者が共存して走れる幅を取り、整備し、あとは警察の方の話になりますけれども、自転車でも通行可能な指定を受けることで、自転車は歩道の上を走ることができる状態になります。

もし警察の指定が無くても、危ない場合など、子どもたちは歩道を通ることは可能ですが、そういうことを踏まえまして、歩道の幅員を通常の道路よりも広めにとっておりますので、安心して自転車が通行できると考えております。

【会 長】 北斗病院と駐車場の間が、おそらく職員さんだと思いますが、意外と歩いている人が多いので、そこが交錯するかもしれませんが、3mの自歩道があれば大丈夫じゃないかなという判断が出来ると思います。  
他にご質問、ご意見はありますかでしょうか。

無いようですので、ここで本案についてお諮りしたいと思います。  
本件は承認することと決定してよろしいでしょうか。  
それでは、異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

## 9 議 題

### (2) 付議事項 イ 「帯広圏都市計画緑地の変更」

#### ○ 付議事項に係る審議

上記の付議事項について審議が行われ、異議なく承認されました。  
事務局からの説明及び付議事項に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

【事務局】 それでは、(2) 付議事項、イの帯広圏都市計画緑地の変更についてご説明いたします。

今回変更いたしますのは、都市施設のうちの公園・緑地などの公共空地でございます。

公共空地の種別としてあげられるものには、公園、緑地、墓園などがございまして、現在帯広市では、公園は160箇所 551.93ha、緑地は34箇所 749.66ha、墓園は3箇所 79.8haの都市計画決定を行っております。

本件は、帯広圏都市計画区域内であります中島地区におきまして、二酸化炭素の吸収源機能や、生物の多様性保全に配慮するとともに、市民の活動やレクリエーション機会の充実を図るべく、新たに追加するものでございます。

都市計画を定める際の決定権者ですが、帯広市が設置する緑地の場合につきましては、帯広市が決定権者となります。

次に、変更内容についてご説明いたします。

変更内容といたしましては、緑のネットワークや良好な都市環境を形成する都市緑地を追加するものでございまして、面積は27.4haとなっております。

中島地区は帯広市の中心市街地から北西に約8km、市の北西端に位置しております。十勝川左岸部で音更町と芽室町の行政区域界と接している地域でございます。

地形は概ね平坦で四方は川に囲まれているため、独立性のある地勢を有しております。

計画地周辺の自然環境につきましては、地区北側にある国見山には、カシワ、ナラをはじめといたしまして、様々な植物が生育しており自然観察教育林などに指定されておりますとともに、南側には十勝川の河畔林が広がり自然環境に恵まれている地域でございます。

また、旧十勝川跡の池や樹齢200年を超えるハルニレの大木がございます。

そこへ新たに、緑のネットワークや良好な都市環境を形成するべく、都市計画緑地として中島緑地27.4haを追加するものです。

次に、詳細について、ご説明させていただきます。

地区の中央を東西に横断する主要道道帯広新得線があります。

この道路を挟んで北側には、都市計画墓園として中島霊園の整備を進めています。道路を挟んで南側が今回の追加箇所、計画面積は約 27.4ha となっております。

中島地区は、開拓以来、農業が展開されてまいりましたが、十勝川などによって分断されていることや、交通体系に恵まれるなどの地理的特性により、農地から、廃棄物・リサイクル関連施設等の立地へと、土地利用の転換が図られている地域でございます。

都市計画マスタープランなどの上位計画では、既存の施設の立地状況を踏まえ、廃棄物処理施設やリサイクル施設などの土地利用を図ることとしております。

また、みどりの基本計画において、帯広の森を核として、帯広川から十勝川を経て、国見山へと繋がる緑のネットワークにおける、外環軸の形成要素として位置づけております。

こうした土地利用に関する方針を踏まえまして、環境モデル都市行動計画において、廃棄物やリサイクル施設、バイオマス施設の集積と緑地整備を一体的に進め、地域の二酸化炭素排出量を削減する「エコタウン」の造成に取り組むこととしております。

今回、この取り組みの一環といたしまして緑地整備を進めるものでございます。

なお、緑地区域西側と東側の区域は、緑地整備と併せてリサイクル関連施設の立地・誘導を進めていくエリアとなるものでございます。

なお、計画区域は農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農用地区域でございましたが、本年 7 月 3 日に除外手続きを終えております。

今回追加する中島緑地は、エコタウン造成の方針に基づき、みどりの連続性の確保や生物多様性保全の観点から、緑地の整備を行うものです。

整備にあたっては、低炭素・資源循環・自然共生の視点を持ちながら、3 つのゾーニングにより区分するものです。

まず「生態系復元・学習ゾーン」の区域、約 7.8ha は、開拓の歴史を物語るハルニレや旧十勝川の蛇行跡である池を保全し、緑地造成の象徴的なゾーンとして整備するものです。

次に「CO2 吸収ゾーン」の区域、合計 13.4ha は、二酸化炭素吸収源機能に配慮した植樹をしていくものです。

続きまして、「コミュニティゾーン」の区域約 6.2ha は、市民の利用を想定した区域としております。

市民のレクリエーションや環境活動、スポーツ利用など多目的用途の芝生広場を配置するものです。

緑地整備の効果といたしましては、中島地区内の既存の処理施設や、新たに集積していく廃棄物・リサイクル関連施設、バイオマス施設等から排出される二酸化炭素を吸収するものでございます。

また、みどりの基本計画内における、緑のネットワークの骨格となる外環軸が完成し、良好な都市環境や景観が形成されるものと考えております。

また、緑地内において、周辺の処理施設と連携した環境学習や植樹体験などを通して、市民の環境配慮の取り組みを促進していくものです。

詳細説明は以上となります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明します。

本件、都市計画緑地の変更につきましては、本日の審議会において本案のとおり承認いただければ、7 月上旬に「北海道との事前協議」を行います。

その後、8 月上旬から 8 月下旬までの期間に「公告及び案の縦覧」を経まして、再度「帯広市都市計画審議会」にて審議し、9 月上旬頃に「北海道との本協議」を経て、9 月下旬頃に変更の「決定告示」という予定となっております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(委員からの主な意見・質疑)

- 【委員】 対象地区に関しては、今の現況は農地ということですが、所有関係は私有になっているのでしょうか。  
そうであれば、地権者との話についても教えていただければと思います。
- 【事務局】 現在14名の方が地権者となっております。  
今回の計画については、これまでみなさんにご説明し、同意を得ているところでございます。
- 【委員】 農地の真ん中に緑地を配置する位置についての考え方や、農地の地権者との調整について教えてください。
- 【事務局】 地権者に対しましては、中島地区全体の地権者で中島地区期成会というものがございまして、この期成会に対して、今回の緑地の地権者も含めて、全体像の計画についてご説明し、ご理解をいただいているところでございます。  
緑地の位置についてであります。地区の北東に先ほど説明があったハルニレと、旧十勝川のなごりの池がございます。  
ここを核として南の方に扇状に植生環境を、多様性を持たせながら復元をしていく、というような考え方があります。  
それから北側にあります中島霊園の正面、入り口と正対するといったような考え方からこの位置に設けてございます。  
中島地区全体の土地利用につきましては、総合計画を始め都市計画マスタープラン等に環境循環型、リサイクル関連企業の集積、緑地の配置というふうに方向性を位置づけてきておりますことから、西側の土地につきましては道道と面しておりますので、将来的な土地利用を考えた場合、交通の利便性がいいということで、そういったことを総合的に勘案してこの位置にしていると言った状況でございます。
- 【委員】 十勝は農業で支えられているところがあると思うのですが、農地をこれだけ買ってでも、この計画を進めたほうが将来的にメリットがあるということですか。
- 【会長】 都市計画の中で、都市マスタープランでこのように判断されている中で、計画を立ててそれを実行しているということであると思うのですが、農地が減ってしまうということについては、何かありますか。
- 【委員】 このあたりは、こう言うては申し訳ないですけども、高齢者でなかなか跡継ぎの方がおらず、今は農地として活用はされていますけれども、今後は難しい部分があるとは思いますが。
- 【委員】 強引ではなかったということなんですね。
- 【委員】 強引と言うことではないと思うんですけども、将来的な展望に至ったなかで、農地としない部分もあるのかな、といった感じだと思います。
- 【会長】 かなり長期にわたって議論されてきていて、ここはこういうふうに使おう、ということ、まわりの方々もご理解いただいているみたいです。  
農地は大事なので守っていかなければならないわけですけども、全体的な土地利用のなかで、ということで。  
他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。

【委員】 池についてですが、将来的に池の水質が極端に悪くなってくるとか、入れ替えが必要になってくるといったことがないように計画していただきたいと思います。

また、多目的広場はどのような使い方がされるかわからないのですが、今回の計画だと奥側に見えるので、うまく市民を誘導できるようにしないと使いづらいと感じます。

将来的に地区の両端にリサイクル関係の企業がもし張り付いたときに、多目的広場が奥まってしまうという懸念もあるので、その辺も検討していただけたらと思います。

【会長】 池は水が流れないと水質がどうしても悪くなってきますので、その辺の浄化の対策と、多目的広場はスポーツなどをする所で市民の利用を考えていると思いますが、レイアウトの考え方についてのご質問だったと思います。

これについてはいかがですか。

【事務局】 池の水質につきましては、現地の方や過去の調査から、かなり水位が高いということで、ある程度の水質は維持できると今は想定しているところでございます。

多目的広場の市民利用につきましては、今いただいたご意見を参考にしながら、今後実施設計に向けて検討して参りたいと考えております。

【委員】 一つは市民の意見をどのようにこの計画に盛り込んでいるかという点と、去年の大雨のときに、ここはかなり水に浸かっていたと思いますが、その対策はどのように考えていらっしゃるのか、広場も置かれるということなので、伺いたいと思います。

【会長】 一つ目は利用者として想定されているような人から意見を聴取しているかということですね。

二つ目は、河川敷が近いですから水害対策への配慮があるかということだと思えますけれども、いかがでしょうか。

【事務局】 まず市民の意見と言うことですが、非公式にスポーツクラブ等にここに芝生を整備した場合、練習場や大会の候補地になりえるか、という意見を伺っていたところでございます。

結論を言いますと、十分候補地になるというお話を頂いているところであります。

大雨については、今後事業認可を受けて実施設計に入っていく段階で、排水等については検討し、しっかり対応していくということでございます。

【委員】 都市計画としての内容については長い間いろいろ検討され、今回、具体的になるということですが、公園の計画ですとか、大きな環境保全を含めた市民の環境活動、レクリエーションの施設ともなることを考えますと、市民協働を掲げている帯広市として、どのようにここを使っていくか、今後より丁寧にご意見を伺いながら、進めていくべきであると思うので、そういうことも意見として申し上げたいと思います。

【会長】 ご意見として承っておきたいと思います。

他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。

それでは他にないようですので、ここで本案についてお諮りしたいと思います。

本件は、承認することと決定してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。異議なしと認めそのように決定いたします。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

## 10 閉 会

【会 長】 私の方からですが、スクリーンの資料が、字が小さくて見えないので、表示のしかたを工夫していただきたいな、という要望です。

スクリーンじゃなくて壁に映したほうがいいかな、という気もしますので、工夫していただければ助かります。

それでは、これもちまして本日の審議会を閉会致します。

委員の皆様、本日は大変ご苦労様でございました。

— 了 —